

新潟市中小企業特別融資取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業及び組合の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図り、その近代化と経営基盤の確立を促進し、市内中小企業等の健全な発展に資するための融資について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定するものをいう。

(融資対象者の資格)

第3条 この要綱で定める融資の制度（以下「中小企業特別融資」という。）を利用することができる者は、この要綱に定める貸付対象者で、原則として1年以上継続して同一事業を営む者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、中小企業特別融資を利用することができない。

- (1) 返済能力がないと認められる者
- (2) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (3) 新潟県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者及びその連帯保証人
- (4) 既に納期を経過した市税を完納していない者
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）で定める保険対象業種を営む者でない者
- (6) 許認可を要する業種でその許認可のない者
- (7) 市制度融資を不正に利用した者
- (8) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(融資の種類)

第4条 中小企業特別融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般融資
- (2) 無担保無保証人融資
- (3) 小規模企業振興資金
- (4) 夏期・年末資金

(融資の方法)

第5条 市長は、中小企業特別融資の運用資金として、別表第1に定める取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に対し、予算の範囲内の額を預託する。

2 取扱金融機関は、前項の預託を受けた金額に、別表第2に定める協調倍率を乗じた金額以上の額を融資するものとする。

3 取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めたときは融資を実行するものとする。

4 取扱金融機関は、中小企業特別融資による融資については、利用者に歩積み・両建ての預金を要求してはならない。

(損失補償)

第6条 融資により生ずる損失は、取扱金融機関の負担とし、市はその責めを負わない。

(報告)

第7条 取扱金融機関は、毎月末現在の貸付状況を翌月10日までに市長へ報告しなければならない。

この場合において、新たに融資の実行がなされたときは、その最初の貸付状況の報告に、当該借入申込書兼調査書を1部添付しなければならない。

(再度貸付)

第8条 既に貸付を受けている者が、同一の資金の貸付を受けようとする場合は、貸付限度額の範囲内でその差額について再度貸付をすることができる。ただし、夏期・年末資金を除くものとする。

(調査等)

第9条 市長は、中小企業特別融資の貸付を受けた者に対し貸付金の内容、使用状況、その他必要な事項について調査し、又は報告させることができる。

第2章 融資の内容

(一般融資)

第10条 一般融資は、市内の中小企業者に対し、事業資金融資の円滑を図り、企業経営の安定と向上に資することを目的とし、融資は次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 貸付対象者
市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 資金使途
運転資金及び設備資金
- (3) 貸付限度額
1 中小企業者について3,000万円以内
- (4) 償還期間
ア 1,000万円まで 84か月以内
イ 1,000万円を超えるもの 120か月以内
- (5) 貸付利率
ア 信用保証協会の保証付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める利率
(ア) 償還期間が60か月以内のもの 年1.60パーセント
(イ) 償還期間が60か月を超えるもの 年1.80パーセント
イ その他 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める利率
(ア) 償還期間が60か月以内のもの 年2.10パーセント
(イ) 償還期間が60か月を超えるもの 年2.30パーセント
- (6) 返済方法
原則として月賦とし、6か月以内の据置きができる。
- (7) 保証人及び担保
保証人及び担保は、取扱金融機関の定めによる。
- (8) 借入申込手続
所定の申込書に別表第3に定める必要書類を添えて、市又は別表第4に定める商工会議所及び商工会を経由して、取扱金融機関に申し込むものとする。

(無担保無保証人融資)

第11条 無担保無保証人融資は、市内の中小企業者のうち特に信用力及び担保力不足のため、資金調達が困難な小企業者の事業資金貸付を円滑にし、もって事業活動の活発化と経営の安定改善を促進することを目的とし、融資は次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 貸付対象者
市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者で、次の各号の要件に該当するものとする。
ア 中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者
イ 既に納期の到来した市民税の所得割（法人である場合は、法人税割）を過去1年間において完納しているもの
ウ 信用保証協会の特別小口保証以外の保証制度を利用していないもの
- (2) 資金使途
運転資金及び設備資金
- (3) 貸付限度額
1 中小企業者について1,000万円以内

- (4) 償還期間
 - ア 運転資金 84か月以内
 - イ 設備資金 120か月以内
- (5) 貸付利率
 - ア 償還期間が60か月以内のもの 年1.55パーセント
 - イ 償還期間が60か月を超えるもの 年1.75パーセント
- (6) 返済方法
 - 原則として月賦とし、6か月以内の据置きができる。
- (7) 保証人及び担保
 - 不要
- (8) 信用保証
 - 信用保証協会の特別小口保証制度による信用保証付きとする。
- (9) 借入申込手続
 - 所定の申込書に別表第3に定める必要書類を添えて、市又は別表第4に定める商工会議所及び商工会を経由して、取扱金融機関に申し込むものとする。
 - (小規模企業振興資金)

第12条 小規模企業振興資金は、責任共有制度の対象除外となる「小口零細企業保証制度」(国の全国統一保証制度)に対応する資金として、小規模企業者への安定的な資金調達を図り、経営の安定に資することを目的とし、融資は次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 貸付対象者
 - 市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者
- (2) 資金使途
 - 運転資金及び設備資金
- (3) 貸付限度額
 - 1 中小企業者について2,000万円以内
 - ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内に限る。
- (4) 償還期間
 - 120か月以内
- (5) 貸付利率
 - ア 償還期間が60か月以内のもの 年1.55パーセント
 - イ 償還期間が60か月を超えるもの 年1.75パーセント
- (6) 返済方法
 - 原則として月賦とし、12か月以内の据置きができる。
- (7) 担保
 - 原則として無担保とする。
- (8) 保証人
 - 原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。
- (9) 信用保証
 - 信用保証協会の小口零細企業保証制度による信用保証付きとする。
- (10) 借入申込手続
 - 所定の申込書に別表第3に定める必要書類を添えて、市又は別表第4に定める商工会議所及び商工会を経由して、取扱金融機関に申し込むものとする。
 - (夏期・年末資金)

第13条 夏期・年末資金は、市内中小企業者に対し、短期事業資金の円滑化を図り、企業経営の安定と向上に資することを目的とし、融資は次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 貸付対象者

市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者

(2) 貸付実行期間

夏期にあつては毎年6月1日から8月31日まで、年末にあつては毎年11月1日から12月31日までとする。

ただし、貸付実行期間の初日又は末日が休日又は取扱金融機関の休業日に当たるときは、初日にあつてはその前日以前の取扱金融機関の営業日、末日にあつてはその翌日以後の取扱金融機関の営業日をもって当該期間の初日又は末日とする。

(3) 資金使途

運転資金

(4) 貸付限度額

1 中小企業者について700万円以内

(5) 償還期間

6か月以内

(6) 貸付利率

ア 信用保証協会の保証付	年1.50パーセント
イ その他	年2.00パーセント

(7) 返済方法

月賦または一括返済とする。

(8) 保証人及び担保

保証人及び担保は取扱金融機関の定めによる。

(9) 借入申込手続

所定の申込書に別表第3に定める必要書類を添えて、取扱金融機関に申し込むものとする。

第3章 適正な事業実施の確保

(融資の取消し)

第14条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により資金の融資を受けた場合
- (2) 資金の融資の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 第3条第2項第8号に該当すると認められた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資を取り消した場合は、その旨を当該者に通知するとともに、取扱金融機関に対して、その取消しに係る金額に相当する預託額についての返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第15条 融資決定者は、その返済が完了するまでは、融資を受けたことにより取得し、又は効用の増加した土地、建物その他の財産を市長の承認を受けずに融資の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は廃止してはならない。

第4章 雑則

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、中小企業特別融資の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年10月11日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年7月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年1月4日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年10月15日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年11月15日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

(制度の廃止)

2 中小商業大型店対策資金は、平成4年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成4年11月19日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際し、現に商店街等活性化対策資金の貸付を受けているものについては、なお従前の例による。

(新潟市中小企業特別融資取扱要領及び新潟市無担保無保証人融資貸付取扱要領の廃止)

3 新潟市中小企業特別融資取扱要領（昭和61年4月1日制定）及び新潟市無担保無保証人融資貸付取扱要領（平成7年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区 分	金 融 機 関 名
地 方 銀 行	株式会社第四北越銀行 株式会社大光銀行 株式会社秋田銀行 株式会社きらやか銀行 株式会社東邦銀行 株式会社北陸銀行
信 用 金 庫	新潟信用金庫 三条信用金庫 新発田信用金庫 加茂信用金庫
信 用 組 合	新潟県信用組合 はばたき信用組合 興栄信用組合 巻信用組合 協栄信用組合
そ の 他	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 新潟県信用農業協同組合連合会 株式会社商工組合中央金庫

別表第2（第5条関係）

区 分	一般融資	無担保無保証人融資	小規模企業振興資金	夏期・年末資金
信用金庫・信用組合	3.45倍	3.30倍	3.30倍	3.10倍
その他の金融機関	3.65倍	3.45倍	3.45倍	3.10倍

別表第3（第10条，第11条，第12条，第13条関係）

区分	必要添付書類
共通	納税証明書（新潟市の制度提出用） 見積書（設備資金） 第3条第2項第8号に該当しないことを誓約する書面
無担保無保証人融資	既に納期の到来した市民税の所得割（法人である場合は法人税割） を過去1年間において完納していることが確認できる納税証明書

別表第4（第10条，第11条，第12条関係）

新潟商工会議所，新津商工会議所，亀田商工会議所，豊栄商工会，新潟こうなん商工会，
小須戸商工会，新潟みなみ商工会，西新潟商工会，新潟にしかん商工会